

— 精神薄弱者の就労・自立と老後の実態と課題 —

— 精神薄弱者の親の意識調査 —

田路 慧 住居 広士 井出 和人*
木村 博文* 吉永 正宣* 山岡喜美子**
三宅 恵子** 秋田 裕子**

はじめに

国際障害者年において提示されたノーマライゼーションの考え方により、障害者も普通の生活ができる社会作りが目指されている。平成4年に政府で策定された「障害者対策に関する新長期計画」では、障害者が自立するための制度見直しが行き上げられた。

知的障害者が地域の中で普通の生活をして自立を図っていくうえで、精神薄弱者授産施設（通所）等が在宅へむけた通過施設としての役割を期待されている。

授産施設の目的である「雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させること」（精神薄弱者福祉法第26条の6）を基本として知的障害者を指導し、この目的を達成することによって通過施設としての機能を授産施設は果たしているのである。

精神薄弱者授産施設は訓練し自活して地域の中で生活していけるように指導しているが、精神薄弱者の親はその子の就労や自立と老後についてどのように考えているのか、そして精神薄弱者授産施設（通所）は親たちにはどのような役割が期待されているのか、といった課題について親たちの意識を調査したのでここに報告する。

I. 調査の対象と方法

1. 調査の対象

広島県内の精神薄弱者授産施設（通所）に措置を受けている者の親54名を対象に調査した。調査した親の平均年齢は53.9歳（38歳～85歳）である（図1）。調査した親の子である精神薄弱者数は54名（男性33名、女性21名）で、その平均年齢は26.2歳である（図2）。

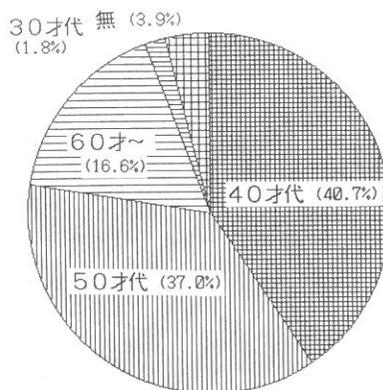


図1 精神薄弱者の保護者の年齢

* 精神薄弱者授産施設 芙蓉の家 松永製作所
** 岡山県介護福祉研究会

障害程度は平均 I Q39.8 (I Q21～ I Q69) で、軽度 B 7 名、中度 B 21 名、重度 A 22 名、最重度 A 0 名であった。

2. 調査の方法

調査方法は配票調査法とし、回収率100%であった。

3. 調査内容

『精神薄弱者の就労・自立などに関する調査票』は独自に作成し、『老後に関する調査票』は岡山県立大学生命倫理研究会の調査票を参考に作成した。

4. 調査時期 …… 1994年2月～4月

II. 調査の結果

1. 精神薄弱者の就労・自立

(1) 自立可能と思われる月収

10～15万円が51.8%で半数を占め、続いて15～20万円が18.5%，20～25万円が11.1%である。障害年金の金額を差し引くと、約5～10万円ぐらいの月収があればよいと考えている親が多く、これは最低賃金を割り、一般就労より賃金の低い福祉的就労を望んでいる。就労し自立できる場として福祉工場、授産施設を捉えている親が多いように思われる(図3)。

(2) 通所させたい期間

「できればずっと」が62.0%で、以下「3～5年」「6～10年」が続いた。精神薄弱者授産施設(通所)は、就労自立を目的としている施設であるが、現実では就労自立をあきらめている親が6割あった(図4)。

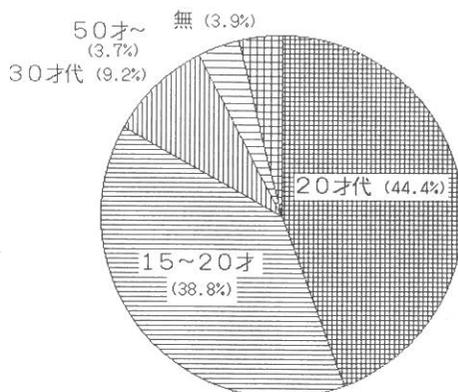


図2 精神薄弱者授産施設(通所)における精神薄弱者の年齢

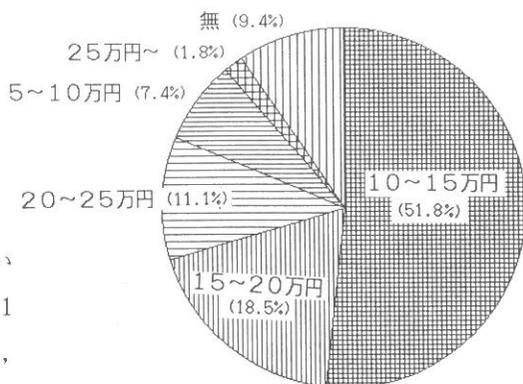


図3 自立生活可能な月収(障害基礎年金を含む)

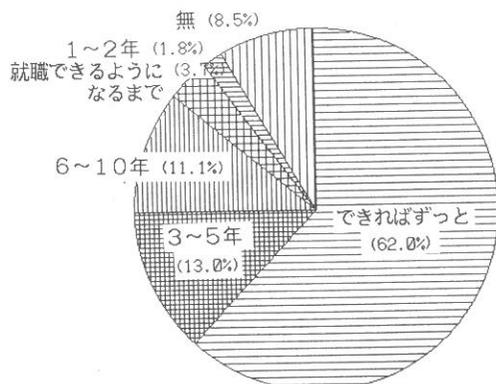


図4 今後も精神薄弱者授産施設に通所させたい期間

(3) 就労可能な場所

「福祉工場」や「援助・指導者の配置された場」が7割を占め、就労する場合には福祉的援助が求められており、何らかの福祉的援助がないと就労は難しいと捉えられている（図5）。

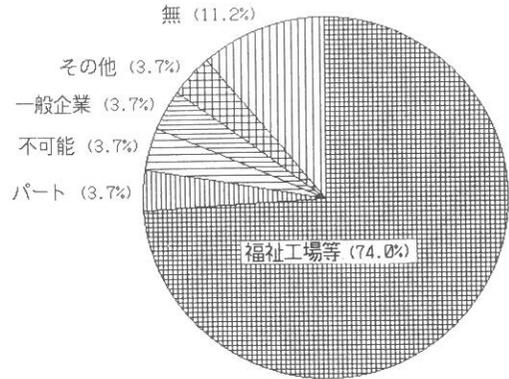


図5 精神薄弱者が就労が可能な職場

(4) 就労時の問題点

無回答が約半数で親自身が問題点をはっきり把握していないように思われる。また、問題が複雑多岐にわたっているので回答しにくい面があるのではなかろうか。問題点としては「社会性」(22.2%)、「体力」(9.2%)、「集中力・持続力」(5.5%)、「身辺処理」(5.5%)などの回答が多かった（図6）。

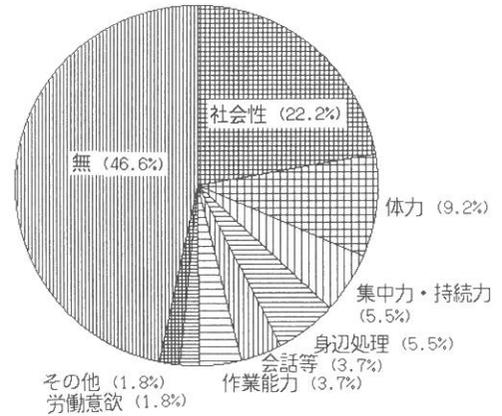


図6 精神薄弱者の就労時の問題点

2. 精神薄弱者の老後の実態と課題

(1) 親亡き後の精神薄弱者の処遇

「具体的に考えていない」が約60%あり、親亡き後の障害者の処遇について将来の展望がつかめていないのと、対象者の親の平均年齢が53.9歳なので知的障害者の老後のことまで考えが及ばないのであろう（図7）。

(2) 親亡き後の処遇の実際

項目としては「兄弟、親戚と同居の在宅型福祉」が24%あった。そして全体としては「入所型の施設の希望」が45%と一番多かった。現時点での在宅と入所型の福祉施設の整備状況を示唆しているものと思われる。今後在宅型のサポートシステムが整備されれば在宅の希望が増えると思われ、通所型施設の需要もあると思われる（図8）。

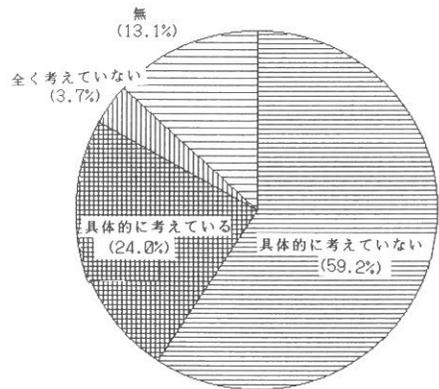


図7 親亡き後の精神薄弱者の具体的な処遇の計画の有無

(3) 精神薄弱者が老いて介護が必要になった時の親の希望

「家族主体で介護する」が33.3%で、「おもに専門職に任せる」が22.2%であった。参考にした岡山県立大学生命倫理研究会で福祉系の学生のアンケートでは「専門職に任せる」が5%であるに対して、本調査では22%と高い数字が出た。知的障害者のために知的障害者専用の老人施設と、知的介護福祉専門の人材の養成が望まれている(図9)。

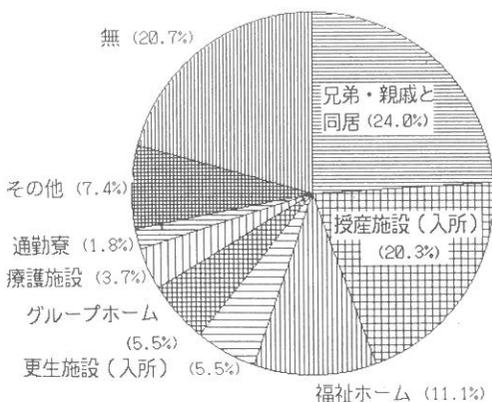


図8 親亡き後の予想する精神薄弱者の処遇の実際面

(4) 精神薄弱者が老いて介護が必要な場合、家族の誰が面倒を見るか

「自分が見る」が40.7%で、「障害者の兄弟」は16.6%しかない。自分で看ようと思っても親も老いているので、実際には難しいであろう。知的介護専門職の養成が求められている(図10)。

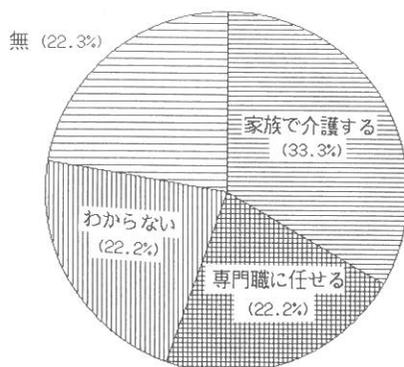


図9 精神薄弱者が老いて介護が必要になった場合の親の希望

(5) 精神薄弱者に死を迎えさせたい場所

精神薄弱者に死を迎えさせるのは「家庭」と願っている親が55.5%で、「病院」7.4%、「福祉施設」1.8%である。在宅死を希望する親が多いのは、親と精神薄弱者の緊密で孤立した家族関係を示唆していると思われる(図11)。

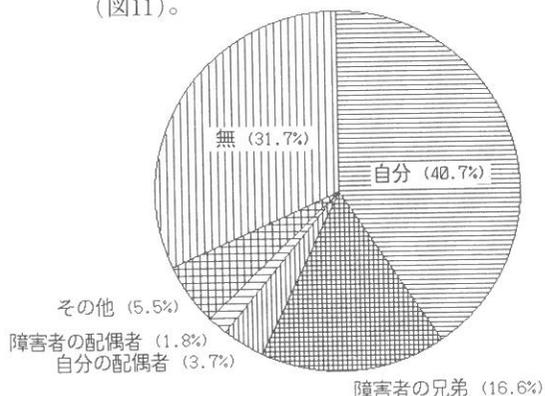


図10 精神薄弱者が老いて介護が必要になった時面倒を誰が看るか

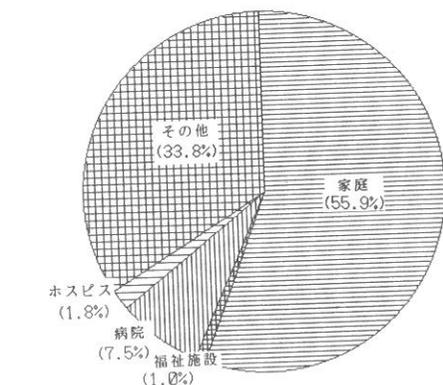


図11 精神薄弱者に死を迎えさせたい場所

3. ま と め

- ① 就労場所は、福祉工場や援助者・指導者のいる場所の希望が約7割を占め、自立可能な月収額は低額であった。
- ② 両親の約9割が精神薄弱者の就労を希望しており、さらに長期措置を過半数が希望していた。
- ③ 精神薄弱者の老後の介護は親が面倒を見て、死を家庭で迎えさせたいという希望が約半数あった。
- ④ 親亡き後の処遇は、約6割の親に将来の展望がつかめていなかった。
- ⑤ 知的介護専門職の養成が求められている。

Ⅲ. 考 察

精神薄弱者の親亡き後の問題は、以前から課題としてあがっているが、今回の調査によってさらにその問題点、課題点をいっそう明確にしてみようと試みた。精神薄弱者授産施設(通所)の親の意識調査では就労・自立を目的に「措置を受けている人」が95%おり、就労によって自立を図っていこうとしているが、その反面「入所期間は？」の問いに対して「できればずっと」の意見が約65%あり、自立に対しての親の不安は隠しきれない。

また、親亡き後、老後の問題でも入所型の福祉施設を希望している親が45%あり、介護専門職の世話を希望している親が22.2%もあり、学生へのアンケートと比較すると高い数字が出ており、介護福祉の関与を希望していると思われる。親が活着している間は、自分たちと過ごし、親亡き後または老後は福祉の援助のもとで保護を受けたい希望が見られる。これは知的障害者の老後のため入所型の施設の整備とそこに従事する職員の介護面での充実を求めていることが推測される。

精神薄弱者授産施設(通所)の捉え方については、精神薄弱者授産施設(通所)の本来の目的を理解して親は入所させており、就労させたい希望を持っている親が95%にもものぼった。精神薄弱者授産施設(通所)は就労・自立させる場として捉えられている。

また、親亡き後の処遇は、「まだ先の事なので具体的に考えていない」が約60%あるにもかかわらず、実際の将来についての項目では、在宅型福祉は20%であり、全体としては入所型の福祉施設を望んでいる親が45%もいた。はっきりした展望はつかめていないが、福祉の援助の充実を望んでいるのではなかろうか。

精神薄弱者の老後における介護については、親が活着している間に老いて介護が必要になった場合、家族の誰が面倒を見るかでは「親」と答えた親は約40%あり、「家族で介護する」も33.3%あり、親や家族の責任感が強く見られる。また、親以外誰に介護して欲しいかでは26%が「介護専門職」をあげ、知的障害者専門の入所型の福祉施設の希望が45%もあった。死を迎えさせたい場所は「家庭」が55.5%を占めていた。障害者の将来について72.2%の親が考えていると答えて

いるが、はっきりとした展望は持っていない。

精神薄弱者授産施設(通所)を就労・自立するための通過施設として捉えているが、実際となると「できればずっと」入所させていたいという希望が多くなる。これは、「精神薄弱者の老後における介護」または「親亡き後の処遇」について親自身がはっきりした展望を持っていないうえに、さらにそれに対する社会資源の整備がまだ不十分であるところにその原因があると思われる。以上の点から精神薄弱者専門の老人ホーム等の施設整備とともに、専門の介護職員の養成が求められることがわかる。

(謝 辞) 今回の調査に際して、岡山県立大学生命倫理研究会のご協力に深謝いたします。ご助言をいただきました岡山県立大学保健福祉学部高山忠雄教授、山磨康子教授に深謝いたします。

参 考 文 献

- 1) 手塚直樹・松井亮輔『障害者の雇用と就労』光生館(1984)
- 2) 手塚直樹『知恵おくれの人の職業生活を進める条件』光生館(1986)
- 3) 『精神薄弱問題白書1993年版』日本文化科学社(1993)
- 4) 金澤 務「親が自立を阻害する?」『愛護』第41巻第8号(1994)
- 5) 田中昌人「障害者の発達保障の今日的課題と展望」『自立と人格発達』全国障害者問題研究会出版部(1990)
- 6) 三谷嘉明編著『精神遅滞者の充実したライフスタイル』明治図書(1991)
- 7) 『精神薄弱者の就労を支える条件に関する調査』社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会出版部(1992)
- 8) 小出 進他編『精神薄弱研究の方法』教育出版(1983)

(平成6年11月30日受理)